

出席停止の手続きについて

① 連絡

医療機関において上記表に示している疾患に感染、感染の可能性があると診断された場合、速やかに担任へご連絡ください。

※インフルエンザに罹患された場合は A 型、B 型等の型が判明している場合は合わせて報告してください

② 療養

医師の指示に従い、感染のおそれなくなるまで、自宅療養を行ってください。

出席停止期間は、感染症の種類に応じて規定されていますが、個人差もありますので合併症等が発症しないように十分休養してください。この間は、出席停止扱いとなり欠席にはなりません。

③ 治癒証明書

医師の判断により、感染のおそれなくなりましたら「治癒証明書」を医師に記入していただけてください。

④ 登校

再登校時に「治癒証明書」を担任へ提出してください。

* [「治癒証明書」はこちらよりダウンロード](#)することができます。

学校より郵送することもできますので、連絡する際にお知らせください。

* 「治療証明書」は医療機関で医師に記入していただきますが、医療機関によって文書料が必要な場合があります。この際は自己負担となりますので、ご了承ください。

* 出席停止期間中は、自宅で静養につとめ、友人との接触は避けてください。

また、インフルエンザは容態が急変することもありますので、自宅でお子さまがひとりにならない様にご注意ください。